

## ◎水道料金の支払い期限の猶予について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、水道料金の即時お支払いが困難な方に期限の猶予に関するご相談をお受けしております。

- **対象者**

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特別貸付の貸付対象者、または離職や収入の減少により水道料金の支払いが困難な方

- **相談・お問い合わせ先**

上下水道お客様センター（シーデーシー情報システム株式会社）  
0476-80-2700 （料金関係業務委託業者）

長門川水道企業団業務係  
0476-33-7718

- **受付時間**

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

**※注意** 今回の措置は「支払いの猶予」であり、料金等の減免、免除ではありませんので、ご注意ください。